（燃料体検査を要しない場合）

第二十五条　法第四十三条の三の十二第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、燃料体の品質管理の状況、加工の内容等により、原子力規制委員会が支障がないと認めて前条の表の上欄の加工の工程の全部又は一部について燃料体検査を受けないで使用することができる旨を指示した場合とする。

（燃料体検査合格証）

第三十条　原子力規制委員会は、燃料体検査に合格したと認めたときは、当該申請に係る燃料体検査合格証を交付する。

（廃止措置中の発電用原子炉施設の性能維持）

第四十条の二　法第四十三条の三の十四ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設であって第百十一条第一項第六号の性能維持施設が存在する場合とする。この場合において、法第四十三条の三の十四本文の規定は、第百十一条第一項第六号の性能維持施設に限り、適用されるものとする。

（施設定期検査を受ける発電用原子炉施設）

第四十一条　法第四十三条の三の十五の原子力規制委員会規則で定める発電用原子炉施設は、次に掲げるもの以外のものとする。

一・二　［略］

2　前項の規定にかかわらず、廃止措置対象施設については、法第四十三条の三の十五の原子力規制委員会規則で定める発電用原子炉施設は、第百十一条第一項第六号の性能維持施設以外のものとする。

［号を削る。］

（燃料体検査を要しない場合）

第二十五条　法第四十三条の三の十二第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、燃料体の品質管理の状況、加工の内容等により、原子力規制委員会が支障がないと認めて前条の表の上欄の加工の工程の全部又は一部における検査を受けないで使用することができる旨を指示した場合とする。

（燃料体検査合格証）

第三十条　原子力規制委員会は、法第四十三条の三の十二第一項の検査に合格したと認めたときは、当該申請に係る燃料体検査合格証を交付する。

［条を加える。］

（施設定期検査を受ける発電用原子炉施設）

第四十一条　法第四十三条の三の十五第一項の原子力規制委員会規則で定める発電用原子炉施設は、次に掲げるもの以外のものとする。

一・二　［略］

2　前項の規定にかかわらず、法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた廃止措置計画に係る廃止措置の対象となる発電用原子炉施設（以下「廃止措置対象施設」という。）については、法第四十三条の三の十五第一項の原子力規制委員会規則で定める発電用原子炉施設は、次に掲げるもの（核燃料物質の取扱い又は貯蔵に係るものに限る。）以外のものとする。

一～四　［略］

（施設定期検査の申請）

第四十二条　法第四十三条の三の十五の検査（以下「施設定期検査」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を希望する検査開始日の一月前までに原子力規制委員会に提出しなければならない。

一～四　［略］

2～5　［略］

6　第一項又は第三項の申請書及び第四項又は第五項の書類の提出部数は、正本一通とする。

（施設定期検査の実施）

第四十三条　［略］

2　前項の規定にかかわらず、廃止措置対象施設に係る施設定期検査については、施設定期検査を受ける者が行う第百十一条第一項第六号の性能維持施設の機能及び作動の状況を確認するための検査に原子力施設検査官が立ち会い、又はその検査の記録を確認することにより行うものとする。

［号を削る。］

（施設定期検査の実施時期）

第四十四条　法第四十三条の三の十五の原子力規制委員会規則で定める時期は、直近の施設定期検査が終了した日以降十三月を超えない時期とする。ただし、特定重要発電用原子炉施設のうち、発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増加の工事の後、施設定期検査を受けていないものにあっては、その運転が開始された日以降十三月を超えない時期とする。

2　前項の規定にかかわらず、廃止措置対象施設については、法第四十三条の三の十五の原子力規制委員会規則で定める時期は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる時期とする。

区分	施設定期検査を受けるべき時期
一　廃止措置対象施設（次号に掲げるものを除く。）	直近の施設定期検査が終了した日以降九月を超えない時期

（施設定期検査の申請）

第四十二条　法第四十三条の三の十五第一項の検査（以下「施設定期検査」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を希望する検査開始日の一月前までに原子力規制委員会に提出しなければならない。

一～四　［略］

2～5　［略］

6　第一項又は第三項の申請書及び第四項の書類の提出部数は、正本一通とする。

（施設定期検査の実施）

第四十三条　［略］

2　前項の規定にかかわらず、廃止措置対象施設に係る施設定期検査については、次に掲げる事項について、施設定期検査を受ける者が行う試運転その他の機能及び作動の状況を確認するための検査に原子力施設検査官が立ち会い、又はその検査の記録を確認することにより行うものとする。

一～四　［略］

（施設定期検査の実施時期）

第四十四条　法第四十三条の三の十五第一項の原子力規制委員会規則で定める時期は、直近の施設定期検査が終了した日以降十三月を超えない時期とする。ただし、特定重要発電用原子炉施設のうち、発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増加の工事の後、施設定期検査を受けていないものにあっては、その運転が開始された日以降十三月を超えない時期とする。

2　前項の規定にかかわらず、廃止措置対象施設については、法第四十三条の三の十五第一項の原子力規制委員会規則で定める時期は、直近の施設定期検査が終了した日以降九月を超えない時期（原子力規制委員会が別に指定した場合は、その指定した時期）とする。